

事業承継（税制）

近年、後継者不足や（事業承継後の）後継者の重い税負担を理由に、黒字廃業する中小企業が後を絶たないといわれます。そこで、国は2009年から中小企業のスムーズな事業承継を後押しするため、『事業承継税制』を導入しました。先代の経営者（例えば親）から事業を引き継いだ後継者（例えば子）に対して、事業を継続することを条件に、自社の株式分の贈与税や相続税の納税を猶予し、さらに次の後継者（例えば孫）などに承継させることができた場合には、これらの税金を免除しようとする制度です。この経営承継の円滑化と、中小企業の事業活動の継続の一環として新設された「事業承継税制」の適用を受けるためには、まず非上場の「中小企業」でなければなりません。経営承継円滑化法2条には、中小企業の定義が記載されており、業種別に資本金と従業員数のいずれかが合致すれば、中小企業に該当すると規定されています。（例えば製造業・建設業であれば資本金が3億円以下・従業員数が300人以下、小売業・サービス業であれば5,000万円・100人以下となります。）この他にクリアすべき「先代経営者の要件」「後継者の要件」「事業継続要件」も満たす必要があるものの、現下の経営承継問題においては、画期的な解決策が見つかったと評価し、胸をなでおろした経営者の方も多はずです。（イメージ的には、過半の自社株を持つ経営者である親から、次の後継者となる息子に株式を譲渡す際の「贈与」または「相続」に係わる税金が、猶予・免除されるケースがあるということです。）こんな時に、ビッグモーター事件を凌駕するようなジャニーズ問題が発覚して、多方面で衝撃を与えています。（ジャニーズ問題の核心は、“おぞましく”論評を控えさせていただきますが）先頃のジュリー氏の「社長辞任」記者会見で、引責辞任といいつつ「代表取締役」は残留するとの発表に、違和感を持ったのは、私だけでなかったようです。社長を交代しても最高経営責任者である代表取締役を続けるのであれば、経営の責任を取り辞任したことにならないのではと思いましたが、会見の場においても、この点での記者からの質問が出なかったのは不思議でしたが、後日ようやくその理由がわかりました。まさに「事業承継税制」が関係していたのです。最初に驚きだったのは、日本最大級の芸能事務所のジャニーズ事務所は、資本金1,000千万円で従業員数210名であることから、経営承継円滑化法の下では、間違いなく中小企業に十分該当するのです。しかし、ジュリー氏の本来納めるべき相続税額が860億円と噂されていることから判断しても、並みの上場会社以上であり、中小企業などという範疇からほど遠いのが実態ではないでしょうか。このため、何と言われようと「後継者の要件」である代表取締役を降りるわけにはいかなかったと思われまます。相続税の猶予に対して世間から批判が出そうですが、法的には問題ないとしても、ジャニーズ事務所のような大企業を想定しない納税猶予の特例はそもそもなじまず、批判を受け入れるべきものなのか、…巨額の相続税を納税するよりは、その原資を被害者救済と所属タレントを守るために使った方がよいのでは、…との意見も沸き起こるでしょう。問題に結論を出すには、もう少し時間がかかりそうな気がいたします。